

令和4年 議会基本条例に基づく取組みの結果

1 市民と情報を共有し市民の多様な意見を市政に反映させる（政策立案に努める）取組み

■ 具体的な事業

ポイント：広聴活動を整理し強化する

- ・市民との意見交換会の場において、議会情報を市民へ伝えるため「議会報告」を実施する。
- ・主要な事業や市民生活に変化や影響を及ぼしやすい事業等について、市の考えまた議会の対応を説明する。
- ・市民との意見交換会や各種団体との意見交換会で得た意見を常任委員会で調査し要望（提言）事項を取りまとめる。
- ・市に対し、制度創設や見直し・予算措置を要望する。

■ 目標の指標

- ・市民との意見交換会の参加人数、開催回数
- ・要望書（提言書）の提出の実績の有無

■ 活動実績

- ・市民との意見交換会は18会場で開催し、142人の参加を得た。
- ・市民との意見交換会において、令和3年の議会活動を報告し配付した。
- ・市民との意見交換会で得た意見を6つに仕分けし、常任委員会で審査後、議会運営委員会で最終審査を経て調整した。
- ・令和4年10月25日、市民との意見交換会意見と調査事項を含めた要望書を市へ提出。令和5年2月16日、市から回答を受理。

■ 評価

・達成 **・おおむね達成** ・一部達成 ・未達成 ・未実施による評価外

・コロナ禍であったが18会場で意見交換会を開催し、議会活動を報告するとともに様々な意見を聴取することができた。また、その意見と調査事項を含めた市政への要望書を提出し、一部の事業について令和5年度へ反映させることができた。

■ 課題と見直し事項

凡例 ・は課題、⇒は見直し事項

- ・開催の周知が行き届かず参加者数が少なく固定化が進んでいる。
⇒周知回数の見直しや声掛けを行うことに加え、議会への関心が高まるよう議会活動を普段から発信する。
- ・前年度の意見に対して議会がどのように対応したか個別に報告していないため、意見に対する対応がわかりづらい。
⇒地区ごとに前年度の意見の対応について報告する。
- ・参加者の固定化が進み意見の偏りがある、様々な立場の市民が参加しやすい開催環境が整っていない。
⇒時間や場所に拘束されにくい環境を整備するため、オンライン参加できる会場を設ける。

■ 基本条例の確認

7条、8条、9条

令和4年 議会基本条例に基づく取組みの結果

2 市が執行する政策や事業を監視・評価する取組み

■ 具体的な事業

ポイント：委員会活動を強化する

- ・議決責任を踏まえ、委員会に付託された案件について論点整理を実施し審査の度合いを深める。
- ・各部の主要事業や市民に影響を及ぼしやすい事業に対し、計画的な所管事務調査を実施する。
- ・市長の諮問機関や意見聴取機関の公開される会議に傍聴者として委員を派遣し、監視評価を継続し市民意見の把握に努める。
- ・各常任委員会で調査した事務について、要望又は政策提言に結び付けるよう継続した調査を行う。

■ 目標の指標

- ・議案の論点整理による効果
- ・所管事務調査の結果の公表
- ・委員派遣の委員会報告の確認

■ 活動実績

- ・各定例会で議案の論点を整理するために委員会を開催した。（開催日 6月17日、9月16日、12月9日、令和5年3月10日）
- ・所管事務調査は今年度の主要事業を中心に調査を実施し、課題を抽出した。
（農林部：5月18日、令和5年1月19日、市民福祉部：5月26日、12月21日、総務部：令和5年1月19日）
- ・公開された会議に常任委員会から委員を派遣し、市民意見を把握し議会内で情報共有した。
（公共交通会議：7月26日、令和5年1月18日、総合政策審議会：8月12日、10月24日、12月20日、
環境審議会：8月25日、令和5年1月18日）
- ・所管事務調査、委員派遣、管外視察について報告をまとめ、本会議での報告とホームページでの公表を行った。

■ 評価

・達成 **・おおむね達成** ・一部達成 ・未達成 ・未実施による評価外

- ・議案の論点を整理するため、議案に影響を与えた法律や制度を事前に確認し審査に臨むことで、短時間の中で論点を絞った議論ができた。
- ・所管事務調査は、市事業の進捗を確認しながら適時に調査を行い事業の与える影響や今後の政策の進む方向制を確認することができた。また、委員派遣により公開される審議会での市民意見を聴取し審議に役立てることができた。

■ 課題と見直し事項

凡例 ・は課題、⇒は見直し事項

- ・議案の論点整理は、法律や制度に対する認識不足があるため深い議論に発展しづらい。
⇒法律や制度に対する知識を高めるために、議員個人の能力向上と調査を進める。
- ・所管事務調査、委員派遣は、委員会の任期が1年であることから継続した調査が十分にできない。
⇒常任委員会ででの引継ぎを行い、継続調査が必要な事項を確認し委員会中心の活動に改める。

■ 基本条例の確認

8条、10条、11条、12条

令和4年 議会基本条例に基づく取組みの結果

3 市民に開かれた分かりやすい議会運営への取組み

■ 具体的な事業

ポイント：市民との接点を増やす

- ・傍聴しやすい環境を作るために、本会議場へ車いすで入場できるようにバリアフリー化を検討する。
- ・議会の専門用語に対する理解を深めるための解説集を作成する。（市ホームページ上を基本）。
- ・市発信メールに対する「議会」区分を設置し情報を発信。
- ・小学生の議会見学、中学生の議会傍聴を定着させるため調整を図る。
- ・情報を収集する制度を導入し、議会への意見や感想、改善提案を募集し調査検討を進める。

■ 目標の指標

- ・本会議場のバリアフリー化を進めるために予算要求する
- ・傍聴者数、議会見学者数
- ・市発信メールの「議会」区分の登録者数

■ 活動実績

- ・本会議場のバリアフリー化を重点に多様性を検討するため、令和5年3月22日に議会改革特別委員会を設置した。
- ・市発信メールに「議会」区分を設置し情報を発信し、252件（3月29日現在 ほっと知るメールとLineの合計）の登録を得た。
- ・5月25日：古川小学校6年生（60人）、7月5日：宮川小学校5・6年生（4人）、9月29日：古川中学校（4人）、11月11日：飛騨高山高校生（2人）が見学。
- ・令和5年度から議会発信情報に対するモニター（市政モニターへ依頼）を導入するように調整した。

■ 評価

・達成 ・おおむね達成 **・一部達成** ・未達成 ・未実施による評価外

- ・バリアフリー化に向けては、議会改革特別委員会を設置し検討する体制を整えることができた。
- ・市発信メールに「議会」区分を設け登録者得たが、増加させる必要がある。
- ・議会発信情報に対する意見を募集するため、モニタリング（市政モニターへ依頼）を実施することを調整した。

■ 課題と見直し事項

凡例 ・は課題、⇒は見直し事項

- ・分かりやすい議会運営への踏み込んだ活動が進まず、これまでの情報媒体（議会だより等）による情報発信で終わった。
⇒議会改革特別委員会を設置し、議場の在り方や身近に感じてもらえる取組みを協議検討する。
- ・議会だよりの認知度が低いことや議会情報が不足していることから、議会活動への関心が低い。
⇒議会だよりを一部カラー化することにあわせてモニタリング（市政モニターへ依頼）を実施する。また、議員個人が活動を活性化させ情報を発信する。

■ 基本条例の確認

6条

令和4年 議会基本条例に基づく取組みの結果

4 規程や組織をつくり対応している取組み

■ 具体的な事業

- ・会派については、飛騨市議会各派表者会議に関する規程（平成24年 議会訓令第1号）により対応する。
- ・組織の見直しについては、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会（以下「新型コロナ対策特別委員会」という。）、議員定数等特別委員会を設置し対応する。
- ・政務調査費については、飛騨市議会政務活動の交付に関する条例（平成25年 条例第26号）及び飛騨市議会政務活動の交付に関する規程（平成29年 議会訓令第2号）により対応する。
- ・議員の政治倫理については、飛騨市議会政治倫理行動規範（公式HP）及び飛騨市議会政治倫理審査会規程（平成25年 議会訓令第3号）により対応。

■ 目標の指標

- ・政務活動費の公表実績
- ・新型コロナ対策特別委員会の開催、議員定数等特別委員会の調査結果の公表

■ 活動実績

- ・令和3年度分の政務活動費について、議員別の内訳を市ホームページで公表した。
- ・4月13日、5月24日、8月26日、新型コロナ対策特別委員会を開催し施策と予算に対する審議を行った。
- ・議員定数等特別委員会の調査結果を12月定例会本会議で報告し、市ホームページや議会だより（号外）で公表した。

■ 評価

・達成 **・おおむね達成** ・一部達成 ・未達成 ・未実施による評価外

- ・新型コロナ対策特別委員会は、事業執行前に内容を確認し評価監視機能を果たすことができた。
- ・議員定数等特別委員会は、定数割れの原因をまとめ公表するとともに立候補環境を改善をするため選挙運動の一部公営化を実現した。

■ 課題と見直し事項

凡例 ・は課題、⇒は見直し事項

特になし

■ 基本条例の確認

5条、18条、19条、24条、25条、26条